

令和元年 12 月 24 日開催

## 石狩市教育委員会会議（12 月定例会）資料

### <議 案>

- ・石狩市教育委員会職員職名規則の一部改正について・・・・・・・・・・ P 1
- ・専決処分につき承認を求める件（訴えの提起の件）について ・・・・・・ P 2

### <報告事項>

- ・新・石狩市民図書館ビジョン（原案）のパブリックコメントの実施について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添 2
- ・新・石狩市子どもの読書活動推進計画（原案）のパブリックコメントの実施  
について ・・・・・・・・・・・・・・・・別添 3

議案第 2 号

石狩市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則案

令和元年12月24日提出

石狩市教育委員会 教育長 佐々木 隆哉

石狩市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

石狩市教育委員会職員職名規則（平成3年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(補職名)</p> <p>第4条 職員の補職名及び職種については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 部長及び理事</p> <p>(2) 次長及び市民図書館長</p> <p>(3) 課長、市民図書館副館長、公民館長、センター長、参事及び担当課長</p> <p>(4) 主幹</p> <p>(5) 主査</p> <p>(6) 主任及び主任公務補</p> <p>(7) 主事及び技師</p> <p><u>(8) 主事補及び技師補</u></p>	<p>(補職名)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>主任、主任公務補、主任管理栄養士、主任栄養士</u></p> <p>(7) <u>主事、技師、管理栄養士、栄養士</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

<承認第1号>

専決処分につき承認を求める件（訴えの提起の件）について

議案第20号

訴えの提起の件

令和元年12月13日提出

石狩市長 加藤 龍 幸

土地の所有権移転登記手続請求について、下記により訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 事 件 名     | 所有権移転登記手続請求事件   |
| 当 事 者     | 原告となるべき者 石狩市<br>被告となるべき者 住所及び居所不明 [REDACTED]  |
| 請 求 の 趣 旨 | 1 被告となるべき者は、原告となるべき者に対し、石狩市横町37番の土地について、昭和58年3月15日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をすること<br>2 訴訟費用は、原告となるべき者の負担とすること<br>との判決を求める。   |
| 事 件 の 要 旨 | 被告となるべき者は、上記土地の所有者として登記記録に記録されている。本市は、昭和58年3月15日において石狩町立石狩小学校の屋外運動場敷地として当該土地を占有しており、平成15年3月15日経過時においても同様に占有していた。このことから、本市は、被告となるべき者に対して、時効取得を原因とする所有権移転登記手続をすることを求めるもの。<br>なお、被告となるべき者は上記最後の住所を去りその行方が分からないことから、本市は、令和元年10月28日に家庭裁判所に対して不在者財産管理人の選任の申立てをし、同年11月27日に選任された不在者財産管理人を財産管理者として訴訟を提起するもの。 |
| 訴訟遂行の方針   | 1 弁護士を訴訟代理人と定める。<br>2 訴訟の進行に応じて、必要があるときは適当と認める条件で和解するものとする。<br>3 判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。   |